

◎新潟県告示第1044号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和3年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 秋葉区田家一丁目の全部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 中島、庄ヶ宮、里、境新田、上中及び大野地の各一部
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 黒俣の一部
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 持倉の一部
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 持倉の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 秋葉区矢代田の一部

2 認証年月日

令和3年9月8日